

令和4年9月1日

保護者の皆様

草津市教育委員会事務局
学校政策推進課長

学習者用コンピュータの取扱いと活用について（お願い）

残暑の候、日頃より本市の教育に御理解・御協力いただきありがとうございます。

さて、本市では、児童・生徒に1人1台学習者用コンピュータを整備し活用しております。学習者用コンピュータを有効に活用することで、児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びの充実を図るとともに、家庭学習や、非常時等においても自宅等における学習が継続できるよう活用していきたいと考えております。併せて、人権や知的財産権など自他の権利を尊重し、情報を正しく安全に利用していくための情報モラル教育の更なる充実が必要となっております。

つきましては、下記の「学習者用コンピュータ 活用のルール」（概略版）を確認いただき、学習者用コンピュータを適切に活用するようお子様にお声かけいただきますようお願いいたします。

また、学習者用コンピュータが破損しないように、持ち帰りや家庭で使用される際につきましても、収納の仕方或使用場所、保管場所等に注意して適切に活用いただきますようお願いいたします。

記

「学習者用コンピュータ 活用のルール」（概略版）

1 目的

○学校で貸し出す学習者用コンピュータは、学習活動のために使用します。

2 本体の取り扱いおよび学校で使う場合

○一度貸与された学習者用コンピュータは、卒業まで持ち上がって使用する。

○自分の学習者用コンピュータを他人に貸したり、使わせたりしない。

○次のような状況により破損することがないように十分に注意して使用する。

接触して落下、持ったまま走る、地面や床に置く、カバンの下に置く、水筒の近くに置く、ストローの近くに置く、カバンの底に入れる、水にぬれたり落下したりしそうなところで使用する、ふたを強く閉める、ふたの間に物を置いたまま閉める、接続端子に間違っで差し込む、電源コードに引っかかる、磁石を近づける等

3 家庭で使う場合

○家庭に持ち帰って使う場合は、次のことに気を付けて使用する。

○校長が認めた場合のみ、持ち帰りを許可する。

- ・使う時間や使い方はお子様と十分に話し合い、長時間使用せず細かく休憩しながら使用する。
- ・インターネットの制限範囲は、家庭のインターネット契約によって異なりますので、お子様とよく話し合い使用する。
- ・学習者用コンピュータと自宅のスマートフォン、タブレット、コンピュータ等とは接続しない。
- ・保管するときは、安全なところに保管する。

裏面へ

4 健康のために

- 学習者用コンピュータを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気を付け、30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませる。
- 就寝する30分前には片づける。

5 安全で適切な活用について

- 自分のアカウントやパスワードは、他人に教えない。また、他人のアカウントやパスワードも聞かない。
- 保存してある他人のデータを操作しない。
- 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりする書き込みを絶対にしない。
- カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可を得る。
- 学習者用パソコンの設定を勝手に変更しない。
- インターネットの閲覧には制限をかけていますが、不適切なサイトに入ってしまったときは、自分で何とかしようせず、先生や家の人に知らせる。

6 個人情報や著作権・肖像権について

- 自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）をインターネット上に掲載する（サイトの中で個人情報を入力したり、地図や写真などをアップロードしたりする）ことは絶対にしない。
- 許可なく音声や画像、動画、ソフトウェアをダウンロード、アップロードしない。

7 不具合や故障

- 家庭で破損したり紛失したりしたときは、学校に連絡する。
- 万が一、紛失したり故意に破損させたりした場合は、家庭が修理費等を負担する。

■修繕費等について

- ・学習者用コンピュータが破損・故障した場合、1台あたりおよそ4万2千円から10万円以上の修繕費を要します。

■家庭での破損の主な事例

- ・持ち帰りの際、カバンの中に入れていたところ水筒の中身が漏れて機器が濡れ、動かなくなった。
- ・机の端や物の上など不安定な場所に機器を置いていて落としてしまった。
- ・自宅で床に置いていたことに気付かず、踏んで壊してしまった。
- ・自宅で充電していたところ、電源コードに足が引っ掛かり接続端子が破損してしまった。
- ・自宅のペットがかじったため破損してしまった。
- ・必要以上に強くふたを閉めたため、液晶画面が破損してしまった。

(その他)

- ・振動が機器の故障の原因となる可能性があります。自転車通学の御家庭は、持ち運びをされる際は自転車のカゴに入れるのではなくリュックで背負うなど、できるだけ振動が機器に伝わらないよう工夫いただきますよう御協力をお願いいたします。

※「学習者用コンピュータ 活用のルール」は、草津市ホームページに掲載しています。

※問合せ等については、次の担当課まで御連絡ください。

| | |
|-----|---------------|
| 担当課 | 学校政策推進課 |
| | 電話番号 561-6981 |